



平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 積水化学工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 高下 貞二
(コード番号 4204 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員 平居 義幸
電話番号 03-5521-0522

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 93 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社グループは、2016 年度の営業利益 1,000 億円、ROE (自己資本利益率) 10%以上の実現を目指す中期経営計画「SHINKA!-Advance 2016」を 2014 年度よりスタートさせており、変革、協創、「際立ち」の現地化をキーワードに「ビジネスモデルの SHINKA」を推進することにより、企業価値向上を目指しています。

このような中、住宅カンパニーにおいて、高齢者向けサービス事業を本格展開することとしたため、当社および当社子会社の事業の現状に即し目的事項を整理するとともに、事業目的の変更を行うものです。

(2) 株主総会運営の柔軟性を高めるため、議長に関する事項について所要の変更を行うものです。

(3) 平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる役員の範囲が変更され、非業務執行役員との間で責任限定契約を締結できることとなったため、所要の変更を行うものです。

なお、変更案第 27 条の提出につきましては、監査役全員の同意を得ています。

2. 変更の内容

具体的な変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は下記の事業を営むをもって目的とする。</p> <p>1. ～22. (省略)</p> <p>23. スポーツ、文化教養、研修、宿泊、医療、<u>高齢者福祉の各施設、</u>植物園、遊園地、駐車場及び飲食店の経営並びに温泉供給業及び旅行業</p> <p>24. ～28. (省略)</p> <p>29. <u>介護保険法による居宅サービス事業及び居宅介護支援事業、介護保険請求事務業務、医療・介護に関する調査及びコンサルティング業務、並びに健康保険法による指定訪問看護事業</u></p> <p>30. (省略)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は下記の事業を営むをもって目的とする。</p> <p>1. ～22. (現行どおり)</p> <p>23. スポーツ、文化教養、研修、宿泊、医療、植物園、遊園地、駐車場及び飲食店の経営並びに温泉供給業及び旅行業</p> <p>24. ～28. (現行どおり)</p> <p>29. <u>生活支援・介護・看護・福祉に関するサービス・商品の販売・調査及びコンサルティングその他関連事業並びに高齢者向け施設・住宅に関する設置・運営・管理その他関連事業</u></p> <p>30. (現行どおり)</p>
<p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は取締役社長がこれに当る。ただし、<u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに当る。</p>	<p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は<u>代表取締役</u>がこれに当る。ただし、<u>代表取締役</u>に事故あるときは、取締役会の定めるところにより、他の取締役がこれに当る。</p>
<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第27条 当社は、取締役(<u>業務執行取締役等であるものを除く。</u>)との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第34条 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第34条 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月25日

定款変更の効力発生日 平成27年6月25日

以上